

目黒区

令和6年度

中小企業の
皆さんを応援します！
まずは、ご相談を！

中小企業支援制度の ご案内



中小企業の範囲

製造業	資本金3億円以下または従業員300人以下
卸売業	資本金1億円以下または従業員100人以下
小売業	資本金5,000万円以下または従業員50人以下
サービス業	資本金5,000万円以下または従業員100人以下

●従業員数は原則として常勤役員、家族従業員、臨時雇を除く。

相談・申し込みのお問い合わせは

〒153-8573 目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎本館1階

- 融資あっせん制度・経営相談など
産業経済・消費生活課 経済・融資係 電話 5722-9880・9879（直通） FAX 5722-9169
- 商店街振興補助金など
産業経済・消費生活課 商店街振興係 電話 5722-9881（直通） FAX 5722-9169

〒153-0063 目黒区目黒2-4-36 区民センター内

- セミナー・補助金制度・創業相談・受発注相談など
産業経済・消費生活課 中小企業振興係 電話 3711-1134（直通） FAX 3711-1132

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時

目黒区

令和6年度

中小企業の
皆さんを応援します！
まずは、ご相談を！

中小企業のための 融資あっせん制度の ご案内



区の融資あっせん制度とは？

区内の中小企業の皆さんが、事業経営の安定や設備の近代化等を図る際に必要な事業資金を低利で利用できるように、取扱金融機関に対して融資のあっせんをするものです。



融資あっせん制度の受付は予約制です！

相談・申し込みのご予約は

産業経済・消費生活課 経済・融資係
電話 03-5722-9880・9879（直通）
FAX 03-5722-9169

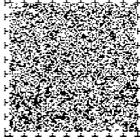
月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前8時30分～午後5時

▼相談と申し込みを実施している時間

月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く）
午前10時～12時、午後1時～4時



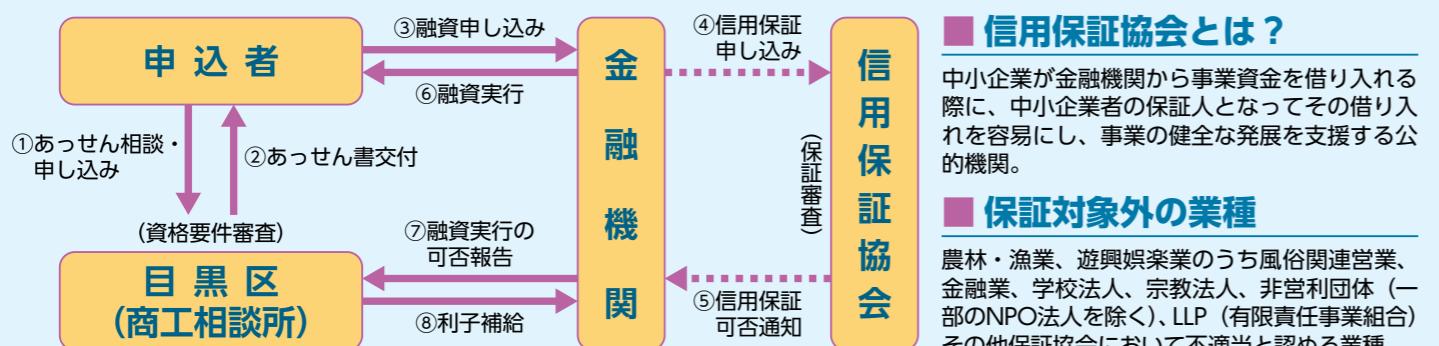
目黒区 融資あっせん 検索



こんな融資は申し込みません

- 生活資金、納税資金、住宅資金など事業以外の資金を目的としたもの。
- 借入金の返済を目的としたもの（中小企業借換・一本化融資を除く）。
- 原則として、信用保証協会の代位弁済を受けた方で保証協会への返済が終了していない場合。
- 暴力団等の活動を助長し、または運営に資するもの。

相談から実行までの流れ



融資をうけるためには？

- 具体的な資金計画を立て、融資の必要性が認められるようにしておきましょう。
- 日頃から帳簿類を整理し、経理内容を明確にしておきましょう。

基本となる融資の要件

次の(1)～(3)のすべての要件を満たすこと。

- (1)信用保証協会の保証対象業種を営んでいること。
- (2)1年以上事業を営み、区内に住所または主たる事業所を有すること（創業を除く。4ページの創業の融資対象・条件を参照）。ただし、法人及び法人格を有する中小企業団体の場合は、区内に登記上の本店所在地を有すること。
- (3)所得税（法人税）、住民税及び事業税を滞納していないこと。

※業種によっては、(1)～(3)以外の要件もあります。あっせん相談の際にご説明いたします。

基本となる必要書類

ア 法人企業

- ①最近の確定申告書（税務署受付印のあるもの、電子申告の場合は「受信通知」または「メール詳細」）、決算書一式（勘定科目内訳明細のあるもの）とその一部写し並びに法人事業概況説明書（両面）
- ②税務署発行の「法人税の納税証明書（その1）」または都税事務所発行の「事業税の納税証明書」のいずれか
- ③法務局発行の「履歴事項全部証明書」（発行後3か月以内のもの）
- ④事業報告書等の写し（所管庁（東京都）の収受印があるもの）（NPO法人のみ）

イ 個人企業

- ①最近の確定申告書の写し一式（税務署受付印のあるもの、電子申告の場合は「受信通知」または「メール詳細」、青色申告の場合は青色申告決算書、白色申告の場合は収支内訳明細書を添付）
- ②税務署発行の「所得税の納税証明書（その1）」または都税事務所発行の「事業税の納税証明書」のいずれか
- ③住民税の納税を証明できるもの（自宅住所が区外の場合は、目黒区の家屋敷事務所事業所課税によるもの）

ウ 法人・個人企業共通

- ①あっせん申込書（所定用紙）
- ②許可・認可・免許・登録・届出を必要とする業種については、これを証明する書類の写し
- ③設備資金は、見積書の写し、その他必要に応じて契約書の写し等

相談・申し込みの手続き

相談予約

相談日時をご予約ください。予約電話番号・受付時間等は表紙をご確認ください。

融資あっせん相談

商工相談所（目黒区総合庁舎本館1階）にお越しください。

- 相談の際は、直近の確定申告書、決算書（創業の方は区所定の創業計画書）、直近の売上資料をお持ちください。別途、資料が必要な場合があります。
- 設備資金は見積もり段階で申し込んでください（見積書をお持ちください）。
- 融資あっせん申込書等は、ご相談後にお渡しいたします。
- その他の必要書類等についてご説明いたします。

申し込み予約

融資あっせん相談時または後日、申し込み日時をご予約ください。

融資あっせん申し込み

取扱金融機関に申し込みの内諾を取り、融資あっせん申込書と必要書類を持って商工相談所にお越しください（提出書類は返却いたしません）。

融資あっせん書交付

- 資格要件の審査を行い、あっせん書を交付します（原則申し込みの2開庁日後）。
- 工業近代化資金融資（一部を除く）、商業近代化資金融資、公衆浴場確保対策資金融資については、中小企業診断士の企業診断後に、あっせん書を交付します。
企業診断結果が出るまで1～2週間かかります。
- あっせん書の有効期限は発行から1か月です。有効期限内に取扱金融機関へ借入の申し込みを行ってください。

融資申し込み

- あっせん書に必要書類を添えて、取扱金融機関に融資の申し込みを行ってください。
- 取扱金融機関では、申込者の経営内容等の審査を行い、必要に応じて信用保証協会に信用保証を依頼します。

融資実行

金融機関（必要に応じて信用保証協会）の審査を経て、融資が実行されます。
※個々のケースにより異なりますが、あっせん書の交付から実際に融資を受けられるまで、通常1か月程度かかります。なお、中小企業創業支援資金融資を申し込みされた方で、許認可等を必要とする場合は、2か月程度かかります。

結果報告

金融機関から目黒区に、融資の審査結果が報告されます。

融資実行後

利子補給

- 利子補給は、融資を受ける金融機関との約定により異なります。
融資実行時に金融機関から渡される返済予定表の利率が
 - ①融資あっせん書の名目利率になっている場合
年2回（3～8月分を10月頃、9～2月分を4月頃）申し込み先金融機関を通じて、補給分が支払われます。
 - ②融資あっせん書の本人負担利率になっている場合
利子補給はあらかじめ借入金の金利に反映されていますので、年2回の利子補給はありません。
- ※区外へ転出された時点では利子補給は終了となります。
- ※商店会加入者利率適用の方が商店会を脱会した場合は、優遇利率の適用を中止します。
- ※一部の融資には、申込者からの報告が必要となるものがあります。

融資あっせん制度一覧

※制度融資の内容については、年度途中で変更する場合があります。

(令和6年4月1日現在)

融資名 フリガナ 略称	資金 使途	融資限度額 (本年度内)	利率 (年利)	期 間	融資の対象・条件	申し込みに必要な書類 (必要に応じて下記以外の追加資料を提出していただく場合があります)	備 考																
事業再構築・ 物価高騰等 対策融資 タイプ 再物	運転 設備	1企業 1,000万円以内 ※申込は年度内 1企業1回限り	1.8%以内 〔区補助 当初3年1.8% 4年目以降1.4%〕 本人負担 当初3年 無利子 4年目以降 0.4%以内	5年以内 (据置1年を 含む)	DX活用・事業の多角化等の再構築に積極的に取り組む区内の事業者及び物価高騰等により経営に急激な影響を受けた事業者を対象とした融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下の要件を満たすこと ・ AまたはBのいずれかに該当すること A 直近3か月の売上高が前年同期と比較して、5%以上減少し、かつ事業再構築に取り組むこと B 直近3か月の売上総利益または営業利益が前年同期と比較して、5%以上減少していること ※創業時期により前年同期と比較できない場合は直近1か月の売上高または売上総利益または営業利益と、直近1か月を含む直近3か月間の平均を比較する	2ページの「基本となる必要書類」に加えて Aに該当する場合 ①直近1期分の確定申告書・決算書 ②直近3か月の売上高がわかる資料(月別売上台帳または月別試算表など) ③②に対する前年同期の売上高がわかる資料(月別売上台帳または月別試算表など) ④事業再構築・物価高騰等対策融資該当届 Bに該当する場合 ①直近1期分の確定申告書・決算書 ②直近3か月の売上総利益または営業利益がわかる資料(月別試算表など) ③②に対する前年同期の売上総利益または営業利益がわかる資料(月別試算表など) ④事業再構築・物価高騰等対策融資該当届	●連帯保証人 ◇法人は代表者個人 なお、取扱金融機関等が連帯保証人を要しないと判断した場合はこの限りではない ◇個人は不要 ※ただし、次の場合、信用保証協会から連帯保証人を求められることがある ・申込人の他に実質経営権を持っている者や営業許可名義人または当該事業に従事する配偶者がいる場合 ・申込人に健康上の理由(高齢者を含む)がある場合																
脱炭素化資金 融資 ダッタン 脱炭	設備	1企業 1,000万円以内	1.8%以内(区補助1.4%) 本人負担0.4%以内	7年以内 (据置6か月 を含む)	脱炭素化の設備を導入する事業者を対象とした融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下の要件を満たすこと ・脱炭素化の設備を導入すること(詳細は次ページ参照)	2ページの「基本となる必要書類」に加えて 脱炭素化資金融資該当届(所定用紙) ※対象となる設備は下表にあるものとする(中古は対象外) <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備名</th> <th>対象となる型番</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型ボイラー</td> <td>融資あっせん申込日に、東京都環境局が定める「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」により指定を受けているもの 詳細はホームページをご覧ください</td> </tr> <tr> <td>LED照明機器 (電球単体の購入除く)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>高効率の空調設備</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太陽光発電システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>太陽熱利用システム</td> <td></td> </tr> <tr> <td>蓄電池</td> <td>融資あっせん申込日に、(一財)電気安全環境研究所によるS-JET認証登録を受けているもの https://www.jet.or.jp</td> </tr> <tr> <td>低公害車</td> <td>融資あっせん申込日に、「九都県市低公害車指定指針」で定めている「低公害車一覧表」に掲載されているもの http://www.9taiki.jp/</td> </tr> </tbody> </table> ※見積書には型番と設置場所(住所)の記載が必須となります ※融資実行後すみやかに設備導入を完了すること ※設備導入後、原則14日以内に完了届(所定用紙)をお出し下さい 提出がなかったり、遅れた場合、利子補給の適用は受けられません ※完了届には型番と設置場所(住所)が記載された納品書等を添付していただきます 添付書類の例 ・納品書 ・工事完了報告書 ・自動車登録検査証(車検証)	設備名	対象となる型番	小型ボイラー	融資あっせん申込日に、東京都環境局が定める「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」により指定を受けているもの 詳細はホームページをご覧ください	LED照明機器 (電球単体の購入除く)		高効率の空調設備		太陽光発電システム		太陽熱利用システム		蓄電池	融資あっせん申込日に、(一財)電気安全環境研究所によるS-JET認証登録を受けているもの https://www.jet.or.jp	低公害車	融資あっせん申込日に、「九都県市低公害車指定指針」で定めている「低公害車一覧表」に掲載されているもの http://www.9taiki.jp/	●担保 原則として無担保 必要に応じて付すこと ●信用保証 必要に応じて信用保証協会の保証を付すこと ●責任共有制度 信用保証協会と金融機関が信用リスクを80%対20%で共有負担する制度で、中小企業信用保険法第2条第5項第1~4号及び6号(セーフティネット)の認定を受けて金融機関に融資を申し込んだ場合、原則としてこの制度の対象外となり、信用保証協会が債務の全部を保証する
設備名	対象となる型番																						
小型ボイラー	融資あっせん申込日に、東京都環境局が定める「都内の中小規模事業所における地球温暖化対策推進のための導入推奨機器指定要綱」により指定を受けているもの 詳細はホームページをご覧ください																						
LED照明機器 (電球単体の購入除く)																							
高効率の空調設備																							
太陽光発電システム																							
太陽熱利用システム																							
蓄電池	融資あっせん申込日に、(一財)電気安全環境研究所によるS-JET認証登録を受けているもの https://www.jet.or.jp																						
低公害車	融資あっせん申込日に、「九都県市低公害車指定指針」で定めている「低公害車一覧表」に掲載されているもの http://www.9taiki.jp/																						
中小企業創業 支援資金融資 ソウギョウ 創業	運転 運転・ 設備 併用	1企業 1,000万円以内 (特定創業 1,500万円以内)	1.8%以内(区補助1.6%) 本人負担0.2%以内	7年以内 (据置1年を 含む)	区内に主たる事業所(法人の場合は登記上の本店所在地を含む)を置いて中小企業を創業しようとする事業者(創業後1年未満を含む)を対象とした融資 次の(1)~(3)のすべての要件を満たし、AまたはBのいずれかに該当すること (1)本融資に係る事業以外には事業(不動産賃貸業を含む)を営んでいないこと (2)住民税を滞納していないこと (3)原則として事業に必要な許認可を受けていること A 融資申込時に事業を営んでおらず、融資希望額と同額以上の自己資金及び具体的な計画を有し、個人は2か月以内、法人は3か月以内、特定創業は6か月以内に創業されること(設立登記後1年未満で事業を開始していない法人を含む) B 区内に主たる事業所を有し、融資申込時に事業を営んでいるが、事業開始(売上発生等、客観的に事業開始が確認できる日)から1年未満であること。ただし、法人にあっては会社設立登記日から1年未満であること	2ページの「基本となる必要書類」-ウに加えて <法人・個人共通> ①創業計画書(所定用紙)2部 ②敷金・入居保証金等が確認できるもの(賃貸借契約書、重要事項説明書等) ③自己資金が確認できる預金通帳の写し(これから創業される方のみ) ④売上発生等、客観的に事業開始が確認できるもの(事業開始から1年未満の方のみ) *開業費用で支払い済みのものがあれば、その領収書 また、左記「特定創業」に該当する場合、上記に加えて ⑤経済産業省関係産業競争力強化法施行規則(平成26年経済産業省令第1号)第7条の規定による市区町村長の発行する証明書(有効期限内であること)	●特定創業 産業競争力強化法第2条第23項第1号または第3号の認定を受けた特定創業支援等事業による支援を受けて創業を行おうとする者が、市区町村長の発行した証明書を提出した場合をいう																
	設備	※融資対象Aに該当する場合は、1,000万円(特定創業は1,500万円)を限度に自己資金の範囲内	9年以内 (据置1年を 含む)		〈法人〉 ⑥履歴事項全部証明書 (発行後3か月以内のもの) ⑦連帯保証人の源泉徴収票等 ⑧連帯保証人の住民票(個人番号を省略したもの) ⑨事業報告書等の写し、またはNPO法人認証時に主管庁(東京都)に提出し、縦覧された書類の写し(NPO法人のみ) 〈個人〉 ⑥申込人の源泉徴収票等 ⑦申込人の住民票(個人番号を省略したもの) ⑧事業開始届(写し) ⑨住民税納税証明書	東京都の「創業」の要件を満たし、かつ目黒区の「創業」の要件を満たす方は、都の信用保証料補助と区の利子補給を併用できる場合があります																	

融資名 <small>フリガナ 略称</small>	資金使途	融資限度額 (本年度内)	利率(年利)	期間	融資の対象・条件	申し込みに必要な書類 (必要に応じて下記以外の追加資料を提出していただく場合があります)	備考
中小企業 資金融資 <small>マルメ 目</small>	運転 運転・ 設備併用	1企業 2,000万円以内 1組合 3,000万円以内	1.8%以内 (区補助0.4%) 本人負担1.4%以内 優遇利率適用の場合 ①商店会加入者 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内 ②事業承継該当者 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内 ③働き方改革優遇該当者 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内 ※優遇利率の併用はできません	5年以内 (据置6か月 を含む)	一般的資金使途に応じられる融資 2ページの「基本となる融資の要件」を満たすこと 優遇利率適用の場合、上記に加えて以下のいずれかの要件を満たすこと ①商店会加入者：目黒区内の商店会に加入していること ②事業承継該当者：事業承継を行う（行った）者 ③働き方改革優遇該当者：働き方改革に取り組んでいる者	2ページの「基本となる必要書類」に加えて	<ul style="list-style-type: none"> ●連帯保証人 ◇法人は代表者個人 (組合は代表理事) なお、取扱金融機関等が連帯保証人を要しないと判断した場合はこの限りではない ◇個人は不要 <p>※ただし、次の場合、信用保証協会から連帯保証人を求められることがある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申込人の他に実質経営権を持っている者や営業許可名義人または当該事業に従事する配偶者がいる場合 ・申込人に健康上の理由（高齢者を含む）がある場合 <p>組合は、個々の実情に応じ、弾力的に対応する</p>
	設備			7年以内 (据置6か月 を含む)		①商店会加入による優遇利率適用の場合、2ページの「基本となる必要書類」に加えて商店会加入優遇利率該当届（所定用紙）	
小規模企業 資金融資 <small>マルショウ 小</small>	運転 運転・ 設備併用	1企業 1,000万円以内	1.8%以内 (区補助0.7%) 本人負担1.1%以内 優遇利率適用の場合 ①商店会加入者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ②事業承継該当者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ③働き方改革優遇該当者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内 ※優遇利率の併用はできません	5年以内 (据置6か月 を含む)	従業員数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業は5人以下）の法人及び個人企業を対象とした一般的資金使途に応じられる融資 ※令和6年4月1日から令和7年3月31日までの申し込み分は、従業員の数が30人以下（卸売業、小売業、サービス業は10人以下）に对象を拡大 2ページの「基本となる融資の要件」を満たすこと 優遇利率適用の場合、上記に加えて以下のいずれかの要件を満たすこと ①商店会加入者：目黒区内の商店会に加入していること ②事業承継該当者：事業承継を行う（行った）者 ③働き方改革優遇該当者：働き方改革に取り組んでいる者	②事業承継該当による優遇利率適用の場合、2ページの「基本となる必要書類」に加えて事業承継該当優遇利率該当届（所定用紙） aまたはbに該当すること a 事業の承継を3年以内に行う見込みの方 b 事業を承継して5年以内の方	<ul style="list-style-type: none"> ●担保 原則として無担保 必要に応じて付すこと ●信用保証 必要に応じて信用保証協会の保証を付すこと
	設備			7年以内 (据置6か月 を含む)		③働き方改革による優遇利率適用の場合、2ページの「基本となる必要書類」に加えて働き方改革優遇利率該当届（所定用紙）、「テレワーク東京ルール」実践企業宣言書 次の（1）または（2）に該当すること (1) 東京都の「テレワーク東京ルール」実践企業宣言の登録申請を行い、審査の結果、テレワーク東京ルール実践企業に登録され、テレワークに取り組んでいる (2) その他、東京都が実施する（1）の後継事業の登録を受け、テレワークに取り組んでいる	
小口零細企業 資金融資 <small>コグチ 小口</small>	運転 運転・ 設備併用	1企業 2,000万円以内 ※信用保証協会の 保証付融資の残 高を合わせて 2,000万円の範 囲内	1.8%以内 (区補助1.0%) 本人負担0.8%以内 優遇利率適用の場合 商店会加入者 (区補助1.4%) 本人負担0.4%以内	5年以内 (据置1年を 含む) ※6か月以内な ら一括償還可	中小企業信用保険法第2条第3項第1号から第6号に規定されたNPO法人を除く小規模企業者を対象とし、既存債務と合わせて保証付融資残高2,000万円までの一般的資金使途に応じられる融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下の要件を満たすこと (1) 従業員数が20人以下（卸売業、小売業、サービス業は5人以下）であること (2) この融資を含め、全国の信用保証協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下であること	なお、（小口）の申し込みには、信用保証協会に融資残高を照会するため、事前に情報提供に関する同意書（所定用紙）が必要 また（小口）、（小）については、従業員数を確認できる資料が必要な場合あり	<ul style="list-style-type: none"> ●責任共有制度 信用保証協会と金融機関が信用リスクを80%対20%で共有負担する制度で、中小企業信用保険法第2条第5項第1～4号及び6号（セーフティネット）の認定を受けて金融機関に融資を申し込んだ場合、原則としてこの制度の対象外となり、信用保証協会が債務の全部を保証する （小口）は信用保証協会の保証を必ず付すこと 小口零細企業保証制度（国の全国統一保証制度）が適用されるため、信用保証協会が債務の全部を保証する（責任共有制度の対象外となる）
	設備			7年以内 (据置1年を 含む) ※6か月以内な ら一括償還可	優遇利率適用の場合、上記に加えて以下の要件を満たすこと 商店会加入者：目黒区内の商店会に加入していること		
中小企業借換・ 一本化融資 <small>マルカリ 借</small>	運転 設備	1企業 2,000万円以内	1.8%以内 (区補助0.9%) 本人負担0.9%以内	7年以内 (据置なし)	毎月の返済負担を軽減し、経営の安定を図るための融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下の要件を満たすこと (1) 借換・一本化の対象となる融資制度の借入金（※）があること (2) 既往の借り入れが単数の場合は、必ず新規資金を加えること (※) 借換・一本化の対象となる融資制度（次ページ参照）のうち、元金の返済を6か月以上行ったもの（償還条件の変更を行ったものを除く。） ただし、申込先金融機関と異なる金融機関からの借入分には、当該金融機関の承諾が必要	2ページの「基本となる必要書類」に加えて <ul style="list-style-type: none"> ・中小企業借換・一本化融資該当届（所定用紙） ・中小企業借換・一本化融資返済状況申出書（所定用紙） ※対象となる融資制度は下記 a～i a 目黒区小規模企業資金融資 b 目黒区小口零細企業資金融資 c 目黒区経営安定資金特別融資 d 目黒区中小企業創業支援資金融資 e 目黒区新型コロナウイルス対策緊急融資 f 目黒区新型コロナウイルス対策融資 g 目黒区事業再構築資金融資 h 目黒区物価高騰等対策資金融資 i 目黒区事業再構築・物価高騰等対策融資	東京都の「小口」の要件を満たし、かつ目黒区の（小口）の要件を満たす方は、都の信用保証料補助と区の利子補給を併用できる場合があります

融資名 フリガナ 略称	資金 使途	融資限度額 (本年度内)	利率 (年利)	期 間	融資の対象・条件	申し込みに必要な書類 (必要に応じて下記以外の追加資料を提出していただく場合があります)	備 考
工業近代化 資金融資 コウキン 工近	運転	1企業 3,000万円以内	1.8%以内 (区補助1.5%) 本人負担0.3%以内	9年以内 (据置1年を含む)	新技術・新製品の①研究開発 または、②企業化を対象とした融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下の要件を満たすこと ・製造業等に属する中小企業であること	2ページの「基本となる必要書類」(ただし、確定申告書及び決算書一式は2年分)に加えて ・新技術 (新製品) 開発・企業化計画書 (所定用紙) ・新技術・新製品概要書 (所定用紙)	●連帯保証人 ◇法人は代表者個人 (組合は代表理事) なお、取扱金融機関等が連帯保証人を要しないと判断した場合はこの限りではない ◇個人は不要 ※ただし、次の場合、信用保証協会から連帯保証人を求められることがある ・申込人の他に実質経営権を持っている者や営業許可名義人または当該事業に従事する配偶者がいる場合 ・申込人に健康上の理由 (高齢者を含む) がある場合 組合は、個々の実情に応じ、弹力的に対応する
			1.8%以内 (区補助0.8%) 本人負担1.0%以内	10年以内 (据置1年を含む)	③設備近代化、④施設改善、⑤共同事業、⑥公害防止のいずれかを対象とした融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下の要件を満たすこと ・製造業等に属する中小企業であること	2ページの「基本となる必要書類」(ただし、確定申告書及び決算書一式は2年分)に加えて、内容に応じて以下のいずれか ・設備近代化計画書 (所定用紙) ・施設改善計画書 (所定用紙) ・共同事業計画書 (所定用紙) ・移転計画書 (所定用紙)	●担保 原則として無担保 必要に応じて付すこと
	設備	1組合 1億円以内	アスベスト除去等は (区補助1.5%) 本人負担0.3%以内	7年以内 (据置6か月を含む)	⑦アスベスト除去等、⑧低公害車への買換えを対象とした融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加え内容に応じて以下の要件を満たすこと ⑦アスベスト含有建築材を使用した事業用建物からアスベスト含有建築材の除去等 (除去、封じ込め、囲い込み) をしようとする中小企業であること	2ページの「基本となる必要書類」に加えて、各種必要書類あり ※詳細は要問い合わせ	●信用保証 必要に応じて信用保証協会の保証を付すこと
			低公害車への買換えは (区補助1.1%) 本人負担0.7%以内		⑧自動車NOx・PM法の規制により、トラック等のディーゼル車を低公害車へ買換える予定の中小企業であること (令和7年3月31日までの期間限定) ※詳細は要問い合わせ		●責任共有制度 信用保証協会と金融機関が信用リスクを80%対20%で共有負担する制度で、中小企業信用保険法第2条第5項第1～4号及び6号 (セーフティネット) の認定を受けて金融機関に融資を申し込んだ場合、原則としてこの制度の対象外となり、信用保証協会が債務の全部を保証する
商業近代化 資金融資 ショウキン 商近	設備	1商店 3,000万円以内 1商店街 1億円以内	1.8%以内 (区補助1.1%) 本人負担0.7%以内	10年以内 (据置1年を含む)	商店街及び商店の近代化に対する融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下のいずれかの要件を満たすこと ※詳細は要問い合わせ (1)区の認定を受けた、商店街チャレンジ戦略支援事業とそれに準ずる事業を行う商店街等、またはこれに伴い店舗の改装などをを行う商店街の商店 (2)陳列棚や空調設備等の設備を導入する小売業者 (対象業種、対象設備が限定されているため、詳細は要問い合わせ)	2ページの「基本となる必要書類」(ただし、確定申告書及び決算書一式は2年分)に加え内容に応じて以下のいずれか ・組合の概要、事業計画書 (所定用紙) ・改善計画書 (所定用紙) また、左記(1)に該当する場合、上記に加えて ・区の認定等が確認できる書類の写し ※詳細は要問い合わせ	
中小企業災害 復旧資金融資 マルサイ 災	運転 設備	1災害につき 500万円以内	1.8%以内 (区補助1.7%) 本人負担0.1%以内	5年以内 (据置6か月を含む)	区内で発生した災害 (地震を除く) で被害を受けた企業への事業復旧のための融資 2ページの「基本となる融資の要件」に加えて以下の要件を満たすこと ・被害を受けてから、2か月以内であること	2ページの「基本となる必要書類」に加えて ・り災証明書	(商近) 大型小売店舗対策を行う小売業等については運転資金も可能 (1,000万円以内、据置6か月含む5年以内)
公衆浴場確保 対策資金融資 マルヨク 浴	運転 設備	1億円以内	1.8%以内 (区補助1.8%) 本人負担 無利子	12年以内 (据置1年を含む)	公衆浴場の営業を継続するための設備改修・改築、経営多角化、借地権の更新のための融資 ・東京都公衆浴場業生活衛生同業組合目黒支部に加入していること ※詳細は要問い合わせ	2ページの「基本となる必要書類」(ただし、確定申告書及び決算書一式は2年分)に加え内容に応じて以下のいずれか ・見積書、カタログ等 ・借地権更新の証明書	

取扱金融機関一覧

※ご相談の際、事前に電話することをおすすめします。また、最新の情報は区のホームページをご覧ください。(令和6年4月1日現在)

金融機関名	支店名	所在地	電話番号
みずほ銀行	五反田支店	品川区西五反田1-27-2	
	中目黒支店	目黒区上目黒1-26-1	
	都立大学駅前支店	目黒区平町1-26-15	
	渋谷中央支店	渋谷区宇田川町23-3	
	恵比寿支店	渋谷区恵比寿1-20-22	
	目黒支店	品川区上大崎3-1-1	
	渋谷支店	渋谷区渋谷1-24-16	
	荏原支店	品川区荏原4-4-7	
	祐天寺支店	目黒区祐天寺2-1-6	
	自由が丘支店	目黒区自由が丘1-26-11	
	池尻大橋支店	世田谷区太子堂2-14-8	
	目黒駅前支店	品川区上大崎3-1-1	3491-4556
三菱UFJ銀行	小山支店	品川区上大崎3-1-1	3490-1096
	自由が丘駅前支店	目黒区自由が丘1-30-3	3718-2131
	都立大学駅前支店	目黒区柿の木坂1-30-8	3718-5181
	恵比寿支店	渋谷区恵比寿西1-8-6	3463-3211
	学芸大学駅前支店	目黒区鷹番2-19-24	5721-6751
	祐天寺支店	目黒区上目黒2-1-2	3714-0131
	都立大学駅北支店	目黒区柿の木坂1-30-8	5729-3801
	東恵比寿支店	渋谷区恵比寿西1-8-6	3463-1220
	中目黒支店	目黒区上目黒2-1-2	3760-4001
	中目黒駅前支店	目黒区上目黒2-1-2	3719-0211
	目黒支店	品川区上大崎3-1-1	5496-3811
	自由が丘支店	目黒区自由が丘1-30-3	5729-3811
三井住友銀行	学芸大学駅前支店	目黒区鷹番3-6-4	
	洗足支店	品川区小山3-15-1	
	渋谷駅前支店	渋谷区道玄坂1-2-3	
	都立大学駅前支店	目黒区中根1-3-1	
	自由が丘支店	目黒区自由が丘2-11-3	
	恵比寿支店	渋谷区恵比寿南1-1-1	
	目黒支店	品川区上大崎4-1-5	
	渋谷支店	渋谷区渋谷2-20-11	3498-3211
りそな銀行	中目黒支店	目黒区上目黒3-2-3	3713-2111
	学芸大学駅前支店	目黒区鷹番3-3-20	3712-3131
	等々力支店	世田谷区等々力3-12-5	3702-0181
	目黒駅前支店	渋谷区渋谷2-20-11	3498-3211
	五反田支店	品川区西五反田1-23-9	3492-2706
	新宿支店	新宿区西新宿2-4-1	3344-1661
	学芸大学駅前支店	目黒区鷹番3-14-11	3714-1171
きらぼし銀行	九品仏支店	世田谷区奥沢5-24-8	5701-2970
	五反田支店	品川区西五反田1-29-1	5437-0051
	渋谷支店	渋谷区宇田川町33-7	6416-0262
	自由が丘支店	世田谷区奥沢5-24-8	3717-2171
	目黒支店	品川区西五反田1-29-1	5437-8255
	玉川支店	世田谷区玉川2-16-6	3708-1271
	自由が丘支店	目黒区自由が丘2-16-5	3723-9511
横浜銀行	渋谷支店	渋谷区渋谷3-3-5	3797-1611
	阿波銀行	蒲田支店	大田区蒲田5-15-8



経営相談

- 中小企業診断士による経営相談を行っています。事業見直し、問題の整理、事業承継、事業拡大の検討などに際し、ぜひご利用ください。
- 場所は目黒区総合庁舎本館1階商工相談所（産業経済・消費生活課）です。予約制で費用は無料です。
- 相談日時：月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）で相談時間は1時間です。
①午前10時から、②午前11時から、③午後1時から、④午後2時から、⑤午後3時から
相談例：売上を伸ばしたい、資金繰りを安定させたい、決算書の見方について知りたい

目黒区 産業経済・消費生活課 経済・融資係 電話 5722-9880(直通) FAX 5722-9169 午前8時30分～午後5時

その他の融資制度（詳細は各機関にお問い合わせください）

(令和6年4月1日現在)

融資名	資金使途	貸付限度額	貸付期間	本人負担利率	問い合わせ先	
区及び関係団体						
東京都母子及び父子福祉資金	母子家庭の母または父子家庭の父等が経済的に自立するための事業開始資金・事業継続資金等があります。				子ども家庭支援センターひとり親・生活支援係 ☎5722-9862	
生活福祉資金	福祉資金として生業費・技能習得費等があります。				目黒区社会福祉協議会事業係 ☎3711-4995	
東京都(制度融資の一部)						
経営安定融資（経営セーフ）	運転設備	企業：2億8,000万円 組合：4億8,000万円	10年以内 (据置2年含む)	固定金利	産業労働局金融部金融課 ☎5320-4877	
小口資金融資（略称：小口）	運転設備	2,000万円	7年以内 (据置1年含む)	固定金利 または 変動金利		
創業融資（略称：創業）	運転設備	3,500万円	10年以内 (据置1年含む)			
日本政策金融公庫（国民生活事業）						
一般貸付	運転設備	4,800万円	5年以内* ¹ (据置1年含む)	日本政策金融公庫五反田支店 ☎0570-032140	固定金利	
	運転設備		10年以内 (据置2年含む)			
新規開業資金	運転設備	7,200万円 (うち運転資金 4,800万円)	10年以内 (据置5年含む)			
	運転設備		20年以内 (据置5年含む)			
東京商工会議所						
小規模事業者経営改善資金融資（マル経融資）	運転設備	2,000万円 無担保・無保証人	7年以内 (据置1年含む)	1.3% (令和6年3月1日現在) ※詳しくはお問い合わせください	東京商工会議所目黒支部 ☎3791-3351	
	運転設備		10年以内 (据置2年含む)			

関係機関一覧

(令和6年4月1日現在)

東京都産業労働局 金融部金融課	新宿区西新宿2-8-1 東京都庁第一本庁舎19階北側	5320-4877
東京商工会議所 目黒支部	目黒区目黒2-4-36 目黒区民センター4階	3791-3351
日本政策金融公庫 五反田支店（国民生活事業）	品川区西五反田1-31-1 日本生命五反田ビル3階	0570-032140
日本政策金融公庫 新宿支店（中小企業事業）	新宿区西新宿1-14-9 7階・8階	3343-1261
東京信用保証協会 五反田支店	品川区東五反田2-10-2 東五反田スクエアビル4階	5447-8250
(財)東京都中小企業振興公社	千代田区神田佐久間町1-9	3251-7881
(財)東京都中小企業振興公社 城南支社	大田区南蒲田1-20-20	3733-6284
東京都労働相談情報センター大崎事務所	品川区大崎1-11-1 ゲートシティ大崎ウエストタワー2階	3495-4872
渋谷公共職業安定所（ハローワーク渋谷）	渋谷区神南1-3-5	3476-8609
目黒年金事務所	目黒区上目黒1-12-4	3770-6421
目黒税務署	目黒区中目黒5-27-16	3711-6251
目黒都税事務所	目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎3階	5722-8714
東京法務局目黒証明書センター	目黒区上目黒2-19-15 目黒区総合庁舎1階	3463-7671 (東京法務局渋谷出張所)

商店会に加入しましょう!

目黒区には60を超える商店会があり、各商店会では商店街の振興や地域の活性化を図るために各種事業を行っています。商店会に加入すると様々なメリットがありますので、これから区内で開業される方や、すでに事業を営んでいてもまだ加入していない方は、是非、商店会に加入しましょう。

商店会に加入したいと考えの方で、商店会の連絡先等が分からぬ場合は、目黒区産業経済部産業経済・消費生活課商店街振興係（P.15）までご相談ください。

商店会はこんな活動をしています

- 集客力アップや地域のブランド力向上のためのイベント事業
- 会員相互の交流事業
- 地域コミュニティ発展のための事業
- 街づくり活動、地区計画策定への参画
- 商店街路灯の整備、維持・管理

商店会加入のメリット

- 他の商店主とつながりができる
商店主間で情報交換が行えるようになり、経営に役立たせることができます。
- ビジネスチャンスが広がる
商店会の取組を通じて、一つの商店ではできない大きなイベントや商店街環境の整備等が可能になります。
- 社会貢献ができる
商店会は地域コミュニティの主体として、様々な活動を行っています。商店会に加入することで、地域の一員として活動することは社会貢献につながります。
- 融資利率の引き下げ
区の融資あっせん制度では、商店会加入者に対して利子の補助を上乗せすることで、ご本人の負担を引き下げています。

～目黒区中小企業振興基本条例（抜粋）～

第6条 商店街において小売業等を営む者は、地域社会の一員としての責務を自覚し、商店街の振興に相互に協力して取り組むとともに、次に掲げる事項を行うように努めるものとする。
 (1)自らの意思又は商店会からの要請により、商店会への加入等をすること。
 (2)商店会が商店街の振興に関する事業を実施するときは、応分の負担をすること。

商店街支援事業



(令和6年4月1日現在)

※詳細は、お問い合わせください。

項目番号	補助事業の名称	補助対象となる事業等	補助率	補助限度額	主体
1	商店街チャレンジ戦略支援事業（イベント事業）	商店街等が自ら企画し実施するイベント事業。 補助事業が複数あり、補助率・補助限度額が異なるため、一部（①及び②）のみ記載。	①事業費100万円以下 6分の5 ②事業費100万円超 3分の2	①83万3,000円 ②200万円 上記以外については お問い合わせください。	都・区
2	商店街チャレンジ戦略支援事業（活性化事業）	施設整備、販売促進等の商店街活性化を図るための事業。（事業実施年度の前年度において事業計画の承認が必要）	3分の2～12分の11	5,000万円 (任意商店街は 1,000万円)	都・区
3	商店街チャレンジ戦略支援事業（地域力向上事業）	地域社会の中で商店街等が住民生活を支えるために地域の見守り活動や清掃活動等を行う際の費用に対する補助。	3分の2	40万円	都・区
4	商店街プロモーション事業	商店街等が行う施設整備事業、商店街PR事業、販売促進事業、組織化推進事業、組織力向上事業、イベント事業等。	5分の4	20万円 (ただし、協働事業の場合は実施団体数×20万円)	区
5	街路灯電気料金等補助	商店街の設置する街路灯の電気料金に対する補助。	街路灯の基数、種類毎	時限措置 1基あたり8,760円 (LED以外10,320円)	区

項目番号	補助事業の名称	補助対象となる事業等	補助率	補助限度額	主体
6	街路灯LEDランプ交換費用補助	商店街の設置する街路灯のLEDランプ交換費用に対する補助。	2分の1	1灯あたり 20,000円	区
7	商店街共同設備小規模改修・補修等事業	共同施設（街路灯、アーチ、カラー舗装等）の小規模改修、補修等の事業のうち、緊急に補修等が必要なもの。ただし、維持管理、清掃及び美観を維持するための修繕を除く。	3分の2	区の予算の範囲内	区
8	東京都政策課題対応型商店街事業	・防災・防犯（街路灯、アーケード、アーチの撤去、アーケード、アーチの耐震補強等） ・福祉（だれでもトイレの設置等） ・物流（共同荷捌きスペース・付帯施設の設置） ・国際化対応（外国人受入のための施設・設備の設置） ・再生可能エネルギー・省エネルギーの推進	5分の4	1億2,000万円	都
		・環境（LED街路灯の設置、街路灯ランプ、アーケード照明のLED交換等） ・買物弱者支援事業（宅配サービス、送迎サービス、移動販売等）	10分の9		
9	目黒区政策課題対応型商店街事業	東京都政策課題対応型商店街事業※の交付決定を受けた事業に対し、区が上乗せする形で補助金を交付。（事業実施年度の前年度において事業計画の承認が必要） ※上記8を参照。	補助対象経費の 10分の1以内 (環境・買物弱者支援事業は20分の1以内)	500万円	区
10	中小企業診断士派遣事業（商店街ステップアップ応援事業）	中小企業診断士を商店街に派遣し、商店街の魅力向上や更なる発展をサポート。【無料】	10分の10	自己負担なし	都・区
11	商店街振興組合運営費補助	公認会計士や税理士等の財務会計の専門家を活用している法人格を持つ商店会（商店街振興組合及び商店街協同組合）に対し、その費用を補助。	10分の10	5万円	区
12	広域支援型商店街事業	・都内二以上の区市町村の区域にまたがり、かつ三以上の商店街等が連携して実施する商店街振興施策事業。 ・都内二以上の区市町村の区域にまたがり、かつ二以上の商店街の連合会が連携して実施する商店街振興施策事業。	3分の2	2,000万円	都振連
13	商店街起業・承継支援事業	都内商店街で開業または事業承継する中小企業者等を対象に、初期費用、店舗賃借料等を助成。	お問い合わせください。	お問い合わせください。	都公社
14	若手・女性リーダー応援プログラム助成事業	事業を営んでいない女性または若手男性の方が、都内商店街で新規開業するに当たって、開業に要する経費の一部を助成。	お問い合わせください。	お問い合わせください。	都公社
15	商店街デジタル化推進事業（東京都スマート商店街推進事業）	(1)キャッシュレス決済の導入 (2)商店街アプリの開発 (3)商店街ECサイトの開設 (4)各種システム構築 (ポイントカードシステム、在庫管理システム等の導入) (5)その他商店街のデジタル化を図る取組	10分の9	1,000万円 (キャッシュレスの取組については 1,500万円)	都
16	進め！若手商人育成事業	次代の商店街振興を担う若手商人を育成。（中小小売商業活性化フォーラム、商店街パワーアップ作戦（専門家派遣）、商人大学校、商店主スキルアップ事業、商店街リーダー実践力向上塾、商店街起業促進サポート）【無料】	自己負担なし	自己負担なし	都公社

問い合わせ先

目黒区 産業経済部 産業経済・消費生活課 商店街振興係 ☎5722-9881 FAX 5722-9169
 東京都 産業労働局 商工部 地域産業振興課 ☎5320-4787
 公益財団法人東京都中小企業振興公社 事業戦略部 経営戦略課 ☎5822-7237
 東京都商店街振興組合連合会 ☎3542-0231